

徳島県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年1月5日

徳島県監査委員	川村	廣道
同	稲田	米昭
同	原	孝仁
同	南	恒生
同	大西	章英

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

平成26年12月22日

徳島県監査委員	川村	廣道
同	稲田	米昭
同	原	孝仁
同	南	恒生
同	大西	章英

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成26年11月11日に、徳島県徳島市の区域内に住所を有する内海博行から提出された職員措置請求書は、同日受け付けた。本請求は、所要の法定要件を具備していると認め、平成26年12月1日、これを受理した。

2 請求の内容

(1) 事実関係

徳島県は、平成26年10月23日（木）に飯泉知事と兵庫県井戸知事の両県知事会議を阿波観光ホテルで開催し、会場使用料として、金29,700円（税込）を平成26年11月4日に阿波観光ホテルに支払った。

阿波観光ホテルの使用時間は、午前10時から11時15分の75分間で、利用人数は30名であった。

上記会議開催は、遅くとも平成26年10月16日までには決定していた。

本会議は、当初淡路島で開催される予定が、井戸知事の公務の関係上徳島県で開催された。

(2) 阿波観光ホテルに支払った会場使用料が不当である理由

本会議は、井戸知事の公務により急遽徳島県で開催されたが、出席人数は、精々30人で、県庁内で開催することが可能と思われ、わざわざホテル使用料を支払ってまでホテルでする必要がないものである。

現在徳島県の財政は、破綻寸前で、起債許可団体からの脱却が出来ず全国最下位に位置する財政状況である。そのような状況下では無駄な歳出を抑制することが最重要課題と考える。

本会議を無駄な歳出によりホテルで開催する理由などないものである。

徳島県は、知事の活動記録によれば、本来徳島県庁内で開催できうる会議等をホテルで行っているが、無駄な歳出を抑制するために出来る限り県庁内で行うべきである。請求者が無駄と考える今年度のホテル使用料を下記に列挙する。

- | | | |
|----|---------------|-------------|
| 1 | 平成26年10月21日 | B C P 認定交付式 |
| 2 | 平成26年 9 月30日 | とくしま協働協定締結式 |
| 3 | 同上 | 国民体育大会結団式 |
| 4 | 平成26年 9 月25日 | とくしまマラソン総会 |
| 5 | 平成26年 9 月17日 | L E D 推進協議会 |
| 6 | 平成26年 9 月11日 | 農林水産物戦略会議 |
| 7 | 平成26年 7 月31日 | 森林吸収量証明書交付式 |
| 8 | 同上 | 森林県民会議総会 |
| 9 | 平成26年 7 月 2 日 | 徳島県民文化祭委員会 |
| 10 | 同上 | 文化立県推進会議 |
| 11 | 平成26年 5 月28日 | 水道功労者知事表彰式 |
| 12 | 同上 | 危機管理調整会議 |

(3) 受けた損害

県庁内で会議が出来うるのにわざわざ阿波観光ホテル使用により、徳島県は金29,700円の損害を蒙った。

(4) 求める措置

飯泉ヨシカド知事は、緊縮財政と承知していながら、ムダな会議使用料を支払い、その結果、徳島県が損害を蒙ったのであるから、知事に返還を求める。

(以上、原文のまま記載した。

なお、事実証明書の掲載は省略した。)

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

監査請求人（以下「請求人」という。）に対し，地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第6項の規定に基づき，平成26年12月16日に証拠の提出及び陳述の機会を付与することと定め，平成26年12月1日に請求人に通知したが，平成26年12月4日に，請求人より陳述会を欠席する旨の通知があり，また，新たな証拠書類も提出されなかった。

2 監査対象機関に対する監査の実施

徳島県政策創造部広域行政課（以下「広域行政課」という。）を監査対象機関と定め，当該機関から監査調書の提出を求め，平成26年12月16日に監査を行った。

第3 監査の結果

本件請求は，以下のとおり，請求人の主張には理由がないと判断し，棄却する。

第4 決定の理由

1 事実の概要

監査対象機関の関係職員からの聴取及び関係書類に基づいて把握された事実関係は，おおむね次のとおりである。

（1）会議の概要

第3回兵庫・徳島両県知事会議（以下「本件会議」という。）は，平成26年10月23日に，徳島県徳島市一番町3丁目16番3号にある阿波観光ホテル（以下「本件ホテル」という。）の4階ダイヤモンドパレスで開催され，兵庫県井戸敏三知事と徳島県飯泉嘉門知事の間で，「大鳴門橋開通30周年」，「広域連携・交流」，「鳴門の渦潮世界遺産登録の推進」等，兵庫県及び徳島県が共有する諸課題について，午前10時から午前11時15分までの1時間15分にわたり，意見交換等がなされている。

会議の会場には，あらかじめ，兵庫県知事，徳島県知事，両県担当職員及び報道機関関係者のために38名分の座席を用意していたが，当初予定されていた以上の出席があったことから，不足する座席を追加で用意していた。広域行政課によれば，当該会議の出席者は，最終的に40名以上となったとのことである。

（2）本件会議を徳島県で開催することとなった経緯

兵庫・徳島両県知事会議は，平成17年4月6日に第1回目の会議を兵庫県神戸市で開催，第2回目を平成20年7月25日に徳島県鳴門市で開催し，本件会議で3回目の開催となる。

会議は、これまで不定期に開催されており、案件がある場合に、兵庫県と徳島県が交互に主催する運用がなされている。このため、本件会議は、当初兵庫県で開催する予定であったが、会議当日に井戸知事に別の公務が入ったため、当日のスケジュール及び用務地までの移動時間の都合により、平成26年10月10日頃、兵庫県より本件会議を徳島県で開催願いたい旨の申し出があり、これを関係部局で検討した結果、平成26年10月14日頃、兵庫県の申し出を承諾し、徳島県で開催することが決定された。

(3) 会場の利用時間及び料金

会場は、平成26年10月23日午前10時から正午までの2時間の借り上げで本件ホテルと契約しており、料金は消費税込みで29,700円であった。

なお、本件ホテルの会議室等の一覧表によると、広域行政課が会場として借り上げた2時間は、本件ホテルが会議室等を貸し出す際の基本単位の時間であり、29,700円が基本料金であった。

(4) 本件ホテルとの契約

会議室使用に係る本件ホテルとの契約に関する事務は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号において規定される随意契約の方法により、徳島県事務決裁規程（昭和42年徳島県訓令第160号）第6条の別表第3「財務関係その2」で規定する当該事務の専決者である広域行政課長の権限に基づき、事務担当者が行っていた。

なお、当該契約は、契約金額が100万円未満であったことから、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）第5条第1項第1号の規定により、契約書の作成を省略しており、このことにより、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第24条の2第2項の規定に基づき、本件ホテルから請求書を受領した平成26年10月28日に、支出負担行為決議書兼支出命令書により、広域行政課長の決裁を得て支出負担行為及び支出命令を行っている。

(5) 会場の選定

ア ホテルを利用することとした理由

本件会議の会場について、広域行政課は、兵庫・徳島両県からの報道関係者も含めた多数の参加者を収容でき、テレビカメラでの撮影が支障なく行える程度の会場レイアウトが可能なこと、音響等一定の設備を備えていることを条件として、まずは、県庁内の会議室で開催可能かどうか検討を行っていた。

広域行政課の求めるこれらの条件を満たす徳島県の施設は、徳島県庁11階の講堂であったが、講堂は、平成26年4月11日付けで既に他部局で使用予約されていたことから、平成26年10月23日に開催しなければならなかった本件会議の会場にはできなかった。

このため、本件会議は、外部の施設を利用することとし、兵庫県知事を迎えての会議であること、音響等一定の施設・設備を有していること、各種会議の設営に精通していること等を考慮し、ホテルを利用することとしたものである。

イ 本件ホテルに決定した理由

広域行政課は、会場を選定する際、兵庫県知事の会議当日のスケジュール及びこれに伴う交通の利便性を考慮し、徳島県内にあるホテルの中から、本件ホテルを含む4つのホテルに、本件会議を開催するために必要な条件を提示の上、会議室の予約状況、使用料等を調査し、本件ホテルに決定したところである。

(6) 会場使用料等

本件ホテルに支払った29,700円の内訳は、会場使用料が25,000円、サービス料が2,500円、消費税及び地方消費税が2,200円であった。

なお、本件会議では、会議当日に追加した座席、両県知事が使用したワイヤレスマイク、ポスターを掲示するためのボード等の諸設備の使用に係る追加経費は発生しなかった。

(7) 本件会議の費用負担

開催経費は、主催県の負担としてこれまで運用されてきたことから、本件会議の開催経費は、全て徳島県が負担していた。

2 判断

(1) 判断に当たっての考え方

請求人は、県庁内で会議が開催でき得るのに、わざわざホテルを使用したことにより、県は、29,700円の損害を被った旨を主張している。

普通地方公共団体の庁舎内ではなく、近隣ホテルの会議場を利用したことの是非について東京地方裁判所で争われた裁判の平成9年4月25日判決では、「もっとも、予算の執行において、事務の目的に従った最大効果を達成するために何をもって必要かつ最少の限度というべきかは、当該事務の目的、当該経費の額のみならず、予算執行時における経済状態、国民の消費及び生活の水準等の諸事情の下において、社会通念に従って決定されるべきものであるから、第一次的には、予算の執行権限を有する財務会計職員の社会的、政策的又は経済的見地からする裁量に委ねられているものと解するほかはない。したがって、具体的な支出が当該事務の目的、効果との均衡を欠いているときは不当の評価に止まるものであるとしても、具体的な支出が当該事務の目的、効果と関連せず、又は社会通念に照らして目的、効果との均衡を著しく欠き、予算の執行権限を有する財務会計職員に与えられた前記載量を逸脱してされたものと認められるときは、違法というべきである。」旨、判示されている。

この判例をもとに、本件会議に係る会場使用料の支出が、会議の目的、効果と関連せず、又は目的、効果との均衡を著しく欠き、財務会計職員に与えられた裁量権を逸脱する違法なものか、若しくは会議の目的・効果との均衡を欠く不当なものかを検証し、もって、当該財務会計行為が違法又は不当な支出と認められるかどうか検討する。

(2) 本件会議を本件ホテルで開催したことの違法性・不当性について

本件会議は、平成26年10月23日に開催され、会議では、「大鳴門橋開通30周年」、「広域連携・交流」、「鳴門の渦潮世界遺産登録の推進」等、兵庫県及び徳島県が共有する諸課題について、兵庫・徳島両県知事が意見を交換し、大鳴門橋開通30周年に合わせ兵庫・徳島両県が連携して記念事業を開催することで一致したほか、鳴門の渦潮の世界遺産登録に向け協議会を設置することで合意するなどの成果が得られた。

なお、会議の結果については、当日のテレビニュースをはじめ、翌日付けの両県地元紙や全国紙において、報道されたところである。

ところで、本件会議は、兵庫県知事を迎えて、兵庫・徳島両県知事が意見を交換するとともに、メディアを通じた情報発信を行うに適した施設及び設備が整っている会場で開催することが求められていたため、広域行政課は、まず徳島県庁内で会場を確保しようとしたが、既に他部局に予約されていた講堂以外には開催条件を満たす会議室がなかったことから、各種会議の設営に精通しているホテルの会議室を使用することとし、兵庫県知事の会議当日のスケジュール及びこれに伴う交通の利便性を考慮し、徳島県内にある本件ホテルを含む4つのホテルを候補として、会議室の使用状況、使用料等を調査した上で、本件ホテルの会議室を選定し使用料を支出したものであり、これは、会議の目的、効果と関連せず、又は目的、効果との均衡を著しく欠き、財務会計職員に与えられた裁量権を逸脱する違法なもの、若しくは会議の目的・効果との均衡を欠く不当なものとは言えない。

3 結論

以上のとおり、本件会議の会場使用料の支出については、違法若しくは不当な支出と解することはできないことから、県に返還する理由はないと解するのが相当である。

よって、本件請求における請求人の主張には、理由がないものと判断する。